

産業保健業務基準（別添・資料編）

～法令・規程・要領・通知等～

令和6年4月1日

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部

○独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）（抄）	- 1 -
○独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書（抄）	- 2 -
○産業保健活動総合支援事業実施要領（平成 26 年 4 月 1 日要領第 7 号）	- 3 -
○産業保健調査研究検討委員会設置規程（平成 22 年 8 月 2 日規程第 16 号）	.	- 17 -
労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会規程（平成 22 年 8 月 2 日規程第 13 号）	- 19 -
○様式第 1 号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会審査結果答申書		- 23 -
○様式第 2 号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会迅速審査報告書		- 24 -
○様式第 3 号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会審査結果答申書（迅速審査）	- 25 -
○平成 26 年度から実施する産業保健活動総合支援事業への支援について	- 26 -
○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）	- 31 -
○労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抄）	- 32 -
○産業保健総合支援センターが実施する治療と仕事の両立支援等の実施に当たり今後留意すべき事項について	- 34 -
○関係労災病院宛て（参考）	- 43 -
○関係労災病院事務局宛て（参考）	- 44 -
○労災病院等と産業保健総合支援センターとの連携・協力及び留意事項（参考）		- 52 -
		-

○独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）（抄）

（機構の目的）

第 3 条 独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康保持増進に関する適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払い賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第 12 条 機構は、第 3 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 （略）

二 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

三～七 （略）

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2～3 （略）

○独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書（抄）

（業務の種類）

第4条 機構は、機構法第12条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1）（略）
- （2）削除
- （3）労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設として、産業保健総合支援センターの設置及び運営
- （4）及び（5）削除
- （6）～（9）（略）

2 （略）

（産業保健総合支援センターの業務）

第30条 産業保健総合支援センターにおいては、事業主に使用される労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、事業主、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1）産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援
- （2）産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びにこれらの情報の提供
- （3）産業保健業務に関する相談その他の援助
- （4）産業医の選任義務のない事業場に対する労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助
- （5）産業保健業務に関する広報及び啓発

（産業保健総合支援センターの設置）

第31条 産業保健総合支援センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の健康障害の状況、産業保健業務を行う者の数等を考慮しなければならない。

○産業保健活動総合支援事業実施要領（平成 26 年 4 月 1 日要領第 7 号）

平成 26 年 4 月 1 日要領第 7 号

改正 平成 27 年 1 月 5 日要領第 6 号
改正 平成 27 年 4 月 1 日要領第 7 号
改正 平成 28 年 3 月 29 日要領第 2 号
改正 平成 28 年 6 月 27 日要領第 3 号
改正 平成 29 年 3 月 31 日要領第 4 号
改正 平成 29 年 5 月 31 日要領第 11 号
改正 平成 30 年 4 月 24 日要領第 6 号
改正 平成 31 年 1 月 7 日要領第 1 号
改正 平成 31 年 4 月 1 日要領第 7 号
改正 令和元年 6 月 27 日要領第 1 号
改正 令和元年 10 月 1 日要領第 6 号
改正 令和 2 年 3 月 27 日要領第 4 号
改正 令和 3 年 4 月 1 日要領第 2 号
改正 令和 4 年 3 月 31 日要領第 3 号
改正 令和 4 年 12 月 13 日要領第 17 号
改正 令和 5 年 3 月 23 日要領第 12 号
改正 令和 6 年 3 月 22 日要領第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この要領は、産業保健活動総合支援事業費補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日策定）に基づき実施する、本部、産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）及びその地域窓口による産業保健活動総合支援事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項について定める。

（目的）

第 2 条 本事業は、労働者及び労災保険特別加入者の健康管理、健康教育その他の健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援することにより労働者及び労災保険特別加入者の健康の確保に資すること並びに小規模事業場の事業者及び労働者並びに労災保険特別加入者に対する産業保健サービスの提供による労働者及び労災保険特別加入者の健康確保を図ることを目的とする。

（専門的研修及び事業者等に対する普及啓発事業）

第 3 条 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者のための専門的研修及び事

業者等に対するメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等産業保健対策の普及啓発について、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 産業保健関係者への専門的研修
- (2) メンタルヘルス教育の普及対策
- (3) 治療と仕事の両立支援に係る教育の普及対策
- (4) 事業者、労働者等に対する産業保健啓発セミナー
- (5) 産業保健関係者による事例検討会

(産業保健関係者等に対する相談対応及び小規模事業場等に対する訪問支援)

第4条 地域の産業保健関係者等に対する相談対応及び小規模事業場等に対する訪問支援について、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 産業保健関係者からの専門的相談対応
- (2) 小規模事業場の事業者及び労働者等からの相談対応
 - ア 労働者及び労災保険特別加入者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
 - イ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ウ 長時間労働者に対する面接指導
 - エ 労災保険特別加入者に対する医師の面談
 - オ ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
 - カ 前各号に掲げるもののほか産業保健に関する相談
- (3) 産業保健相談員による専門的実地相談
- (4) メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- (5) 治療と仕事の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援
- (6) 治療と仕事の両立に関する労働者等と事業場との個別調整支援
- (7) 個別訪問による産業保健指導

(団体経由産業保健活動推進助成金)

第5条 団体経由産業保健活動推進助成金（以下「助成金」という。）について、次項から第4項までに掲げる業務を行うものとする。

- 2 中小企業事業主の団体又はその連合団体並びに労災保険の特別加入団体が、傘下の構成事業主に対して提供する、医師、保健師等（産業保健サービス提供会社も含む。）による産業保健サービスに対して、申請に基づき、その産業保健サービス費用及び産業保健サービス提供に係る事務費用（上限額は500,000円とし、かつ、産業保健サービス費用の5分の1を超えないものとする。）の総額の10分の9を支給する。ただし、構成事業主による負担額が総額の10分の1を超えた場合は、産業保健サービス費用及び産業保健サービス提供に係る事務費用の総額から構成事業主による負担額を引いたものと、第4項で規定する上限額のうち、小さい方の金額を助成額とする。
- 3 本助成金は、原則として、年度毎に1回限り助成することとする。
- 4 本助成金の1団体あたりの上限額は、5,000,000円とする。ただし、別途定める「都

道府県事業主団体」に該当する場合は、10,000,000円とする。具体的な要件については、別に定めるものとする。

(産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供)

第6条 地域における産業保健に関する専門機関や各種の相談窓口、専門医療機関等の産業保健に係る機関のリスト、産業保健に関する各種情報などを収集整備し、相談や問い合わせに活用する。

2 産業保健関係者又は本事業の業務に関わる者に対し、最新の産業保健情報を提供するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ホームページの運営
- (2) メールマガジンの配信
- (3) 産業保健に係る情報提供用ツールの作成・利用
- (4) 労働衛生教育等に使用する図書、機器等の閲覧・貸出
- (5) 本事業の効果等に関する調査
- (6) 産業保健関係情報誌の発行

(その他の産業保健活動支援業務)

第7条 前4条に定めるもののほか、その他産業保健活動を支援する業務を行うものとする。

(会議の開催)

第8条 厚生労働省、公益社団法人日本医師会、公益財団法人産業医学振興財団、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が共催し、都道府県医師会、郡市区医師会等の本事業の業務に関わる者を集め、産業保健支援活動の在り方について意見交換を行う産業保健活動推進全国会議を開催する。

2 本事業の効率的・効果的な事業の運営、関係機関との連携に資するため、各センターの所長等を集め、センターの取組や本事業の課題に対処する方策等について検討を行う産業保健総合支援全国会議を開催する。

3 各センターの副所長等を集め、センターの運営に関する実務的な協議等を行う産業保健総合支援センター実務担当者会議を開催する。

4 関係機関等と連携の下に事業を円滑に運営するために、機構本部が労働者団体、経営者団体、産業保健関係機関等の代表者で構成する産業保健関係機関等連絡会議を開催する。

なお、この要領に定めるもののほか、産業保健関係機関等連絡会議に関し必要な事項は別に定める。

5 各センターの効率的・効果的な運営のため、都道府県労働局、都道府県医師会等の産業保健関係機関等の代表者で構成する都道府県産業保健総合支援センター運営協議会を設置し、センターの取組と事業実績、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関

係機関との連携等について検討を行う。

なお、この要領に定めるもののほか、都道府県産業保健総合支援センター運営協議会に関し必要な事項は別に定める。

- 6 本事業の運営について都道府県内の全体的な活動を調整するため、各センターの地域窓口の代表者等を集め、センターとその地域窓口の取組及び連携等について検討を行う全体会議を開催する。
- 7 センターの各地域窓口の効率的・効果的な運営のため、労働基準監督署、郡市区医師会等の産業保健関係機関等の代表者で構成し、地域窓口の取組と事業実績、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関係機関との連携等について検討を行う運営協議会を開催する。

(メンタルヘルス相談機関の情報登録)

第9条 厚生労働省が定めた「相談機関の登録基準」(平成20年6月19日付け基安労発第0619001号「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」の別紙1)に基づき、自己適合確認をした相談機関からの登録申請の内容を書類で審査し、適切な申請について登録を行う。さらに、登録した相談機関の情報を産業保健関係者に提供する。

(実施体制)

第10条 センター及びその地域窓口における本事業の実施体制については、組織規程(平成16年規程第1号)第35条及び第36条に定める者のほか、次の各号に掲げる者をセンター所長が委嘱するものとする。

(1) 運営主幹

都道府県内における産業保健活動の支援に係る助言を行い、地域窓口の地域運営主幹との調整を行う。

(2) メンタルヘルス対策支援アドバイザー

メンタルヘルス不調に関する事案に対応するセンター職員等への専門的助言及び指導等を行うほか、センターで対応が難しい事案について、労働局等の行政機関、地方自治体や医療機関等の地域資源との連携促進など、メンタルヘルスに係る支援を円滑に実施するために必要な業務を行う。

(3) 産業保健相談員

産業保健関係者からの相談、事業場への実地相談及び地域窓口を通じて依頼のあった相談への対応を行うとともに、産業保健関係者への研修等を担当する。

(4) メンタルヘルス対策・両立支援促進員

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援、メンタルヘルス教育、治療と仕事の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援、仕事と治療の両立に関する労働者等と事業場との個別調整支援、治療と仕事の両立支援に係る教育を行う。

(5) 労働衛生工学専門員

衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）、第1種作業環境測定士など労働衛生工学に関する専門家が小規模事業場に対し個別訪問による産業保健指導を実施する。

(6) 地域窓口代表

地域窓口の担当地域内における産業保健支援活動を統括する。

(7) 地域運営主幹

代表を補佐し、コーディネーターへの助言を行う。また、センターの運営主幹等との調整や他の圏域の運営主幹等との調整を行う。

(8) コーディネーター

地域窓口における事務、地域窓口の相談及び訪問指導等の対応に関する登録産業医等との連絡調整等を行う。

(9) 登録産業医

地域窓口で、小規模事業場の事業者や労働者等からの相談対応及び個別訪問による産業保健指導等を行う。

(10) 登録保健師

地域窓口で、小規模事業場の事業者や労働者等からの相談対応及び個別訪問による産業保健指導等を行う。

2 前項各号に掲げる者の任用基準は、別表1に定めるところによる。

3 第1項各号に掲げる者の謝金単価、情報誌等の執筆に係る謝金単価及び第1項各号に掲げる者以外の者に対して研修等の講師を依頼した場合の謝金単価は、別表2に定めるところによる。

4 第1項各号に掲げる者が次の各号の一に該当するときは、情状に応じてこれを解任することができる。

(1) 法令及び機構の諸規程に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 機構の信用を傷つけるような行為があったとき。

(4) 機構に損失を及ぼすような行為があったとき。

(5) 重要な経歴を偽り、その他不正な手段によって委嘱されたとき。

(6) 前号に定めるもののほか、その他解任すべき重大な事由が発生したとき。

(本部の役割)

第11条 本部は、本事業の円滑かつ効果的な運営を図るため、センター及びその地域窓口に対する情報提供やセンター間の調整その他必要な支援及び指導を行う。

2 本事業の実施に係るメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等に関する専門的助言・指導を行うため、必要に応じ産業保健アドバイザーを理事長が委嘱できるものとする。

3 本事業の実施に当たり、産業保健相談員、登録産業医、登録保健師等への専門的助言・指導を行うため、必要に応じアドバイザー産業医を理事長が委嘱できるものとする。

(関係機関との連携)

第 12 条 センター及びその地域窓口は、本事業の実施に当たって、都道府県労働局、労働基準監督署、都道府県医師会及び郡市区医師会その他の産業保健関係機関との緊密な連携を図り、その理解と協力を求め、円滑かつ効果的な事業の運営に努めるものとする。

(事業計画)

第 13 条 センター及びその地域窓口は、毎年度、センター及びその地域窓口が実施する事業について各々の運営に関する運営協議会に諮問し、事業計画を策定する。

2 本部は、センター及びその地域窓口の事業実績、事業の内部業績評価の結果を踏まえ、翌年度運営方針等を策定する。

(事業報告)

第 14 条 センター及びその地域窓口は、四半期ごとに事業の実施結果を取りまとめ、機構本部に報告する。

2 センター及びその地域窓口は、事業の実施結果について、毎年度、各々の運営に関する運営協議会に報告する。

(秘密の保持)

第 15 条 本事業の業務に関わる者又はこれらの職にあった者は、本事業に関して職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(その他)

第 16 条 この要領に定める事項のほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則 抄

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月5日要領第6号)

(施行期日)

第 1 条 この要領は、平成27年1月5日より施行し、平成27年1月1日から適用する。平成26年12月1日以降に第9条第1項第7号及び第8号に定める登録産業医及び登録保健師が実施した第4条第5号に定める個別訪問による産業保健指導に適應するものとする。

附 則 (平成27年4月1日要領第7号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日要領第2号）
この要領は、平成28年4月1日から施行し、この要領による改正後の産業保健活動総合支援事業実施要領別表2の1（2）の表の注書の規定は、平成27年5月20日から適用する。

附 則（平成28年6月27日要領第3号）
この要領は、平成28年6月27日から施行する。

附 則（平成29年3月31日要領第4号）
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日要領第11号）
この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年4月24日要領第6号）
この要領は、平成30年4月24日から施行する。

附 則（平成31年1月7日要領第1号）
この要領は、平成31年1月7日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日要領第7号）
この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日要領第1号）
この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日要領第6号）
この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日要領第4号）
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要領第2号）
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日要領第3号）
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 13 日要領第 17 号）
この要領は、令和 4 年 12 月 13 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日要領第 12 号）
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 26 日要領第 14 号）
この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日要領第 4 号）
この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第10条関係）

専門スタッフ任用基準

職種	要件等
運営主幹	産業保健及び都道府県内の産業保健事情に関する知見を有する者であって、都道府県医師会の推薦を受けた者。
メンタルヘルス対策支援アドバイザー	メンタルヘルス不調を有する労働者等の復職支援について、十分な知識と経験を有し、かつ産保センター事業と行政機関、地方自治体、医療機関等の地域資源との連携についてノウハウを有する者。
産業保健相談員	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(産業医学)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学又は研究機関において公衆衛生学、衛生学等産業保健に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 日本産業衛生学会の指導医 3 労働衛生コンサルタントである産業医 4 日本医師会の認定産業医又は日本産業衛生学会の専門医であって産業医として相当の実務経験を有する者 5 その他産業保健に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 <p>(労働衛生工学)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学又は研究機関において労働衛生工学及び作業環境測定に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）及び第1種作業環境測定士である者であって、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）及び第1種作業環境測定士として相当の実務経験を有する者 3 その他労働衛生工学及び作業環境測定に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 <p>(労働衛生関係法令)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学又は研究機関において労働衛生関係法令に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 労働衛生関係法令を専門分野とする弁護士 3 労働衛生関係法令を専門分野とする社会保険労務士であって、社会保険労務士として相当の実務経験を有する者 4 都道府県労働局又は労働基準監督署において労働衛生関係法令の施行事務に相当期間従事した経験を有する者

職種	要件等
	<p>5 その他労働衛生関係法令に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (メンタルヘルス)</p> <p>1 大学又は研究機関においてメンタルヘルスに関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員</p> <p>2 メンタルヘルスクエア研修を修了した産業医であって、産業医としてメンタルヘルスに関し相当の実務経験を有する者</p> <p>3 メンタルヘルスを主として担当する産業医であって、産業医として相当の実務経験を有する者</p> <p>4 その他メンタルヘルスに係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (カウンセリング)</p> <p>1 大学又は研究機関においてカウンセリングに関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員</p> <p>2 公認心理士又は産業カウンセラーであって、産業カウンセラーとして相当の実務経験を有する者</p> <p>3 心理相談員であって、心理相談員として相当の実務経験を有する者</p> <p>4 その他カウンセリングに係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (保健指導)</p> <p>1 大学又は研究機関において保健学、看護学等保健指導に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員である医師又は保健師</p> <p>2 労働衛生コンサルタントである産業医、保健師</p> <p>3 産業医として、職場における保健指導に相当の実務経験を有する者</p> <p>4 公益社団法人日本産業衛生学会の産業保健看護専門家制度登録者である保健師で、職場における保健指導に相当の実務経験を有する者</p> <p>5 その他保健指導に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる医師又は保健師 (その他)</p> <p>1 上記の6分野以外の専門分野で委嘱する医師、歯科医師、保健師又は看護師</p> <p>2 その他6分野以外の専門分野に関する有資格者</p>

職種	要件等
メンタルヘルス対策・両立支援促進員	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業カウンセラー、保健師、看護師、公認心理士、臨床心理士又は社会保険労務士 2 労災病院又は治療就労両立支援センター等において治療と仕事の両立支援を行うコーディネーターとして従事しているMSW（メディカルソーシャルワーカー） 3 事業場におけるメンタルヘルス対策に係る知識又は治療と仕事の両立支援に係る知識及び経験が前各号と同等以上の知見を有すると認められる者
労働衛生工学専門員	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 衛生工学衛生管理者 2 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学） 3 第1種作業環境測定士 4 その他労働衛生工学に関する知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者
地域窓口代表	<p>郡市区医師会を代表する者であって、当該医師会の推薦を受けた者。</p>
地域運営主幹	<p>産業保健及び地域の産業保健事情に関する知見を有する者であって、郡市区医師会の推薦を受けた者。</p>
コーディネーター	<p>郡市区医師会、都道府県労働局、労働基準監督署、各事業者団体及び労働衛生機関等関係機関との連絡・調整が図れる者であって、郡市区医師会の推薦を受けた者。</p>
登録産業医	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働安全衛生法第13条の2の要件を備えた医師 2 メンタルヘルスに対応可能な医師（活動は「メンタルヘルスに係る相談」、「長時間労働者に対する面接指導」又は「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」に限定される。）
登録保健師	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働衛生に関する知識を有する保健師 2 メンタルヘルスに対応可能な保健師（活動は「メンタルヘルスに係る相談」に限る）

別表2（第10条関係）

専門スタッフ等謝金単価

1 産業保健総合支援センター

(1) 運営主幹、メンタルヘルス対策支援アドバイザー

時間単価 (円)	1日当たり上限額 (円)
12,300	36,900

(2) 産業保健相談員、メンタルヘルス対策・両立支援促進員及び労働衛生工学専門員

ランク	区分	時間単価 (円)	1日当たり上限額 (円)
医師		12,300	36,900
医師 以外	A 大学教授又はその相当職	9,500	28,500
	B 大学准教授、弁護士又はその相当職	9,000	27,000
	C 大学講師、助教、主任研究員又はその相当職	8,500	25,500
	D 衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員又はこれらと同等以上の知見を有する者	5,500	16,500

※ 医師以外は機構本部が別途指示した場合に限り、上記によらず1日当たり上限額を超えて支払うことができるものとする。(ただし、医師の1日当たりの上限額を超えないこととする)

※ メンタルヘルス対策・両立支援促進員が機構本部指示により電話相談窓口で対応した場合に限り、上記によらず時間単価1,850円とし、対応に要した時間に応じた謝金を支払うものとする。

2 地域窓口

(1) 代表、地域運営主幹、コーディネーター、登録産業医、登録保健師

	時間単価 (円)	1日当たり上限額 (円)
代表	12,300	36,900
地域運営主幹	12,300	36,900
コーディネーター	2,000	10,000
登録産業医 (※)	12,300	36,900
登録保健師 (※)	5,500	16,500

※ 登録産業医及び登録保健師が、事業場に赴いて専門的相談に対応した際に、併せて産業保健指導を実施した場合に限り、1日当たり上限額にかかわらず当該活動に要した時間に応じた謝金を支払うものとする。

3 共通事項

(1) 執筆謝金

ランク	区分	1頁単価 (円)	上限額 (円)
医師		9,600	30,000
医師以外	A 大学教授、会社部長以上の者又はその相当職	7,500	
	B 大学准教授、弁護士、会社課長以上の者又はその相当職	7,000	
	C 大学講師、主任研究員、衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員、会社課長代理以上の者又はこれらと同等以上の知見を有する者	6,500	

※ 単価は1頁(1,200字程度)を原則とする。

※ 機構本部で作成する研修用テキスト等の教材の執筆謝金に限り、上記によらず、原稿用紙(日本語400字)1枚当り(マイクロソフト パワーポイントのスライド6枚相当)の単価を4,000円(1円未満四捨五入・上限額100,000円)とする。

※ 中小企業における産業保健活動の活性化モデル事業の健康管理連絡票(意見書)に限り、上記によらず、1通当りの単価を5,000円(消費税不課税)とする。

(2) 外部講師

ランク	区分	時間単価 (円)	1日当たり 上限額 (円)
医師		12,300	36,900
医師 以外	A 大学教授又はその相当職	9,500	28,500
	B 大学准教授、弁護士又はその相当職	9,000	27,000
	C 大学講師、助教、主任研究員又はその相当職	8,500	25,500
	D 衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員又はこれらと同等以上の知見を有する者	8,500	25,500

○産業保健調査研究検討委員会設置規程（平成22年8月2日規程第16号）

産業保健調査研究検討委員会設置規程

平成22年8月2日

規程第16号

改正 平成26年3月28日規程第4号 平成28年3月30日規程第2号

1 目的

この規程は、独立行政法人労働者健康安全機構の本部及び各産業保健総合支援センターにおいて実施する産業保健に関する調査研究（以下「調査研究」という。）について、調査研究の基本方針等の重要事項を審議するとともに、調査研究計画に対する助言等を行うことを目的とする産業保健調査研究検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定め、もって、本委員会の円滑な運営に資することを目的とする。

2 審議事項

委員会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議又は助言する。

- (1) 調査研究の基本方針及び実施計画に関すること。
- (2) 調査研究計画書等に対する助言に関すること。
- (3) 調査研究実績等に対する評価に関すること。
- (4) その他調査研究に関して必要な事項。

3 委員及び委員長

- (1) 委員会の委員は、10名以内とし、産業保健に関する学識経験者、産業保健関係者等のうちから理事長が委嘱する。
- (2) 委員長は、委員のうちから理事長が指名する。

4 任期

- (1) 委員会の委員の任期は、2年とする。
- (2) 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 開催等

- (1) 委員会は、理事長が招集する。
- (2) 委員長は、必要に応じ、委員会に関係者の出席を求めることができる。

6 庶務

委員会の庶務は、産業保健・賃金援護部産業保健課において処理する。

7 その他

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて理事長が定める。

附 則

第1条 この規程は、平成22年8月2日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規程第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会規程（平成22年8月2日規程第13号）

改正 平成29年7月24日規程第23号	平成31年2月26日規程第4号
令和元年7月29日規程第4号	令和2年7月31日規程第18号
令和3年6月30日規程第6号	令和4年9月29日規程第40号

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の職員が、「労働者健康安全機構医学系研究倫理規程（平成31年規程第3号。以下「研究倫理規程」という。）」第2条第4号に定める本部研究等を行うに当たり、医の倫理に関する事項に関し、ヘルシンキ宣言の趣旨、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）（以下「倫理指針」という。）に基づき、科学的妥当性及び倫理的配慮が確保されているかを審査するために必要な事項等を定めることを目的とする。

（本部医学系研究倫理審査委員会の設置）

第2条 研究倫理規程第6条第2項に基づき、機構本部に本部医学系研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会への付議等）

第3条 研究倫理規程第5条第1項の規定に基づき、研究責任者が委員会に対して研究の実施の適否（研究計画書を変更して実施する場合を含む。）について意見を求めたときは、理事長は、速やかに委員会に諮るものとする。

多機関共同研究に係る場合は必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。

2 理事長は、倫理的配慮等に関して委員会に意見を求める必要がある場合には、諮問することができるものとする。

（委員会の職務）

第4条 委員会の職務は次の各号に掲げる事項とする。

- （1）倫理的観点及び科学的な観点から、研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査し答申すること。
- （2）研究に関する倫理上の重要事項について審議し、研究責任者又は理事長に意見を述べること。
- （3）前条第2項の諮問について、実施の妥当性及び倫理性について中立的かつ公正に審査し答申すること。
- （4）その他この規程に定める事項

（委員会の構成）

第5条 委員会は次の各号の要件を満たし、委員は理事長が委嘱する。第1号に該当する者は4名以上、第2号に該当する者は2名以上、第3号に該当する者は2名以上とし、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- （1）医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- （2）倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。

(3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。

(4) 機構外部の者が複数含まれていること。

(5) 男女両性で構成されていること。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長及び副委員長は、委員の中から理事長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に何らかの事由があり職務を行えない場合には、副委員長がその職務を代行する。また委員長及び副委員長が共に職務を行えない場合には、委員の互選により委員のうち1名がこれを行う。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、勤労者医療・産業保健部勤労者医療課が行う。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第5条第1項第1号から第3号までの委員のうち1人以上の者が出席していなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合は、十分な審査が可能と委員長が判断する場合に限り、書面の回議をもって委員会の開催に代えることができる。

2 審査の対象となる研究の実施に携わる研究者等は、委員会の審議及び意見の決定に同席してはならない。ただし、委員会は、審査の必要に応じて、研究代表者から研究計画の説明を受けるとともに意見を述べさせることができる。

3 委員が審査対象の研究に携わる場合は、その委員は当該審査に関与することはできない。

4 前2項の規定は、委員会が第3条第2項の諮問を受けた場合について準用する。(審査)

第8条 委員会は、研究責任者から第3条第1項に基づき意見を求められたときは、次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

(1) 生命倫理の観点

(2) 研究対象者の人権の擁護

(3) 研究対象者に対する説明と同意に関する事項(その方法や予想される効果を含む。)

(4) 研究の遂行により惹起する可能性のある個人への不利益及び危険性に対する配慮(医薬品又は医療機器を用いた介入を伴う研究を実施する場合の研究対象者に生じた健康被害に対する補償のための措置等を含む。)

2 前項の規定は、委員会が第3条第2項の諮問を受けた場合について準用する。(判定)

第9条 前条の審査の判定は、審査を行う委員の全会一致をもって決定するよう努める。ただし、全会一致とならない場合は、審査を行う委員の3分の2以上の同意をもって決定するものとする。

2 判定は以下のように表示することとし、判定が承認する以外の場合は「特記事項」欄にその理由等を記載しなければならない。

(1) 承認する

(2) 承認しない

- (3) 継続審査
- (4) 研究の停止
- (5) 研究の中止

3 委員長は、研究責任者又は理事長に審査結果を「本部医学系研究倫理審査委員会審査結果答申書」（様式第1号）により速やかに答申しなければならない。

（迅速審査等）

第10条 委員会は、付議された研究等が次の各号のいずれかに該当すると委員長が判断するときは、委員長又は委員長の指名する1名以上の委員により書面による審査（以下「迅速審査」という。）を行うことができる。

- (1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関等で倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する場合
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する場合
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する場合
- (5) その他、委員長が迅速審査による審査が適当と判断した場合

2 委員長から指名された委員は、審査結果を「本部医学系研究倫理審査委員会迅速審査報告書」（様式第2号）により速やかに委員長に報告しなければならない。

3 委員長は、迅速審査の実施経緯と審査結果を、「本部医学系研究倫理審査委員会審査結果答申書（迅速審査）」（様式第3号）により速やかに研究責任者に答申し、また直近に開催する委員会に書面で報告しなければならない。

4 前各項の規定は、委員会が第3条第2項の諮問を受けた場合について準用する。

第11条 前条の規定にかかわらず、前条第1項第2号の軽微な変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、報告事項として取り扱う。

- (1) 研究者等の職名変更
 - (2) 研究者等の氏名変更
 - (3) その他、審議の対象とならない誤植訂正等
- （倫理審査証明）

第12条 研究にかかわる論文の雑誌掲載等に際して必要な倫理審査の証明は、委員会が第8条に定める審査を受けた研究計画と当該研究の同一性を認定した上で、委員長が行う。

（守秘義務）

第13条 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（公表に関する事項）

第14条 この規程、委員会名簿及び会議記録の概要は機構ホームページにて公開する。ただし、研究対象者の人権、研究の独創性、知的財産権の保護等のために非公表とすることが必要な部分については、この限りではない。

2 前項の事項（研究に関するものに限る。）は、毎年一回、倫理審査委員会報告システムにより厚生労働大臣等へ報告する。

3 前項の報告により厚生労働大臣等が規程、委員会名簿及び会議記録の概要を公表する場合は、第1項の規定は適用しない。

（記録の保存）

第15条 委員会の会議の記録及びその概要のほか、委員会に提出された資料等は、労働者健康安全機構文書管理規則（平成23年規程第5号）に定める期間保存する。

（教育・研修）

第16条 委員並びにその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点から審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

（規程の改廃）

第17条 この規程の改廃は理事長が行う。

附 則（平成22年8月2日規程第10号）

第1条 この規程は、平成22年8月2日から施行する。

附 則（平成29年7月24日規程第23号）

第1条 この規程は、平成29年7月24日から施行する。

第2条 独立行政法人労働者健康安全機構医学研究倫理審査委員会設置規程の取扱いに関する達（平成22年達第6号）は、廃止する。

附 則（平成31年2月26日規程第4号）

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 産業保健調査研究倫理審査委員会規程（平成28年規程第2号）及び産業保健調査研究倫理審査委員会の取扱いに関する達（平成28年達第3号）は、廃止する。

附 則（令和元年7月29日規程第4号）

第1条 この規程は、令和元年7月29日から施行する。

附 則（令和2年7月31日規程第18号）

第1条 この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則〔令和3年6月30日規程第6号〕

第1条 この規程は、令和3年6月30日から施行する。

附 則（令和4年9月29日規程第40号）

第1条 この規程は、令和4年9月29日から施行する。

○様式第1号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会審査結果
答申書

様式第1号

通知番号 _____

労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会
審査結果答申書

令和 年 月 日

独立行政法人

労働者健康安全機構理事長 研究責任者（研究代表者）／理事長

○ ○ ○ ○ 殿

本部医学系研究倫理審査委員会委員長

印

受付番号 _____

研究開発領域 _____

研究開発テーマ _____

研究責任者 _____

下記の通り判定しましたので労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会規程第9条第3項により答申します。

判定	(1) 承認する (2) 承認しない (3) 継続審査 (4) 研究の停止 (5) 研究の中止
特記事項	

○様式第2号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会迅速審査報告書

様式第2号

労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会
迅速審査報告書

令和 年 月 日

本部医学系研究倫理審査委員会委員長 殿

本部医学系研究倫理審査委員会委員

印

受付番号 _____

研究開発領域 _____

研究開発テーマ _____

研究責任者 _____

下記の通り審査しましたので、労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会規程第10条第2項により報告します。

審査	(1) 承認する (2) 承認しない (3) 継続審査 (4) 研究の停止 (5) 研究の中止
特記事項	

○様式第3号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会審査結果
答申書（迅速審査）

様式第3号

通知番号 _____

労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会
審査結果答申書（迅速審査）

令和 年 月 日

独立行政法人

労働者健康安全機構理事長 研究責任者（研究代表者）／理事長

○ ○ ○ ○ 殿

本部医学系研究倫理審査委員会委員長

印

受 付 番 号 _____

研究開発領域 _____

研究開発テーマ _____

研 究 責 任 者 _____

下記の通り判定しましたので労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会規程第
10条第3項により答申します。

判 定	(1) 承認する (2) 承認しない (3) 継続審査 (4) 研究の停止 (5) 研究の中止
特記事項	

**○平成 26 年度から実施する産業保健活動総合支援事業への支援について
(平成 26 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 1 号)**

基発 0 3 3 1 第 1 号

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 2 6 年度から実施する産業保健活動総合支援事業への
支援について

事業場における産業保健活動への効果的な支援を促進するため、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、地域産業保健事業の 3 つを一元化し、平成 2 6 年度から独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）を実施主体として、各都道府県に置く産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）とその地域窓口を拠点に、新たに産業保健活動総合支援事業（以下「本事業」という。）を別紙の通り実施することとしている。

本事業は、労働者の健康確保のため、事業者及び産業保健関係者に対するメンタルヘルス対策等の産業保健活動に関する相談及び研修等並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等を行うことにより、事業場の産業保健活動を支援することとしている。

については、下記に留意のうえ、本事業の効果的な運営のための支援を図られたい。

なお、平成 2 4 年 7 月 2 4 日付け基発 0 7 2 4 第 4 号「産業保健事業の総合調整のための協議会の設置について」及び平成 2 5 年 1 月 3 0 日付け基発 0 1 3 0 第 3 4 号「『地域産業保健事業委託要綱』の改正について」は本通達をもって廃止する。

記

1 本事業の積極的な周知

個別指導や集団指導、各種会議等、あらゆる機会を捉えて、事業者や関係団体等に対して本事業の積極的な周知を図ること。なお、周知に当たっては、特に小規模事業場の事業者において本事業の理解が促進されるよう、経営者団体等を通じた周知に配慮されたい。

事業場に対する各種指導の際に、小規模事業場等産業保健活動に係る取り組み方がわからず産業保健上の課題を抱えている事業場を把握した際には、センターの利用を勧奨するとともに、当該事業場の支援要望に応じてセンターに取り次ぐこと。

2 センターに対する事業場情報の提供

センターから求めがあった場合は、センターからの重点的な支援が必要と考えられる事業場情報を、必要に応じて提供すること。特に、メンタルヘルス対策に関しては、平成21年3月26日付け基発0326002号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」に留意し、事業場の自主点検の取組結果の確認等を積極的に行うとともに、その結果、センターの支援が必要と考えられる事業場情報を、必要に応じてセンターに対して提供すること。

なお、「事業場情報」とは、主に、事業場名、所在地、業種、労働者数等が想定されるが、個人情報が含まれる場合は、本人の同意を得る又は個人情報は除いて提供する等、局署における個人情報の取り扱いには十分留意すること。

3 産業保健総合支援センター運営協議会等への参画

機構が開催する産業保健総合支援センター運営協議会等の事業運営に関する会議に参画し、本事業の効果的かつ効率的運営を推進する観点から助言等を行うこと。

4 関係者との連携

都道府県医師会及び郡市区医師会等産業保健関係者との連携を図り、本事業の円滑な実施を支援すること。

5 関連通達の改正等

(1)平成25年2月25日付け厚生労働省発基安0225第1号通達の一部改正等

ア 平成25年2月25日付け厚生労働省発基安0225第1号「第12次労働災害防止計画の策定について」の一部を次のとおり改める。

別添「第12次労働災害防止計画」中「メンタルヘルス対策支援事業」を「産業保健活動総合支援事業」に、「地域産業保健センター」を、「産業保健総合支援センター（地域窓口）」に改める。

イ 従来と同様、局署においてセンターとの連携を図り、メンタルヘルス対策の推進及び高齢労働者対策の推進を図ること。

(2)平成21年3月26日付け基発0326002号通達の一部改正等

ア 平成21年3月26日付け基発0326002号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」の一部を次のとおり改める。

「メンタルヘルス対策支援センター」を「産業保健総合支援センター」と改める。

イ 従来と同様、局署において、事業者に対する指導に際してのセンターとの連携を図り、引き続きセンターの積極的活用を図ること。

(3) 平成23年3月30日付け基発0330第2号通達の一部改正

平成23年3月30日付け基発0330第2号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」の一部を次のとおり改める。

「産業保健推進センター事業」を「産業保健活動総合支援事業」と改める。

産業保健活動総合支援事業について

1 目的

産業保健活動総合支援事業（以下、「事業」という。）は、事業者が使用する労働者の健康管理、健康教育そのほかの健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援することにより、労働者の健康の確保に資すること並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する産業保健サービスの提供による労働者の健康確保を目的とする。

2 実施体制

事業の実施主体である独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、都道府県に産業保健総合支援センター及び地域窓口を設置し、地域の医師会等関係団体の協力を得ながら、事業を実施する。

3 事業内容

(1) 産業保健総合支援センターにおける事業

- ア 産業保健関係者からの専門的相談への対応
- イ 産業保健関係者への専門的研修の実施
- ウ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- エ 事業者、労働者等に対する産業保健啓発セミナーの実施
- オ 産業保健関係者による事例検討会の実施
- カ 産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供

(2) 地域窓口における事業

- ア 常用労働者 50 人未満の小規模事業場の事業者等からの相談対応
 - a 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
 - b 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - c 長時間労働者に対する面接指導

イ 事業場への個別訪問指導

ウ 産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供

- ※ 小規模事業場等からの相談の利便性を向上するため、地域窓口（地域産業保健センター）で受け付けた相談は、内容に応じて産業保健総合支援センターと地域産業保健センターの連携のもとに総合的に対応することでワンストップサービスを充実させる。

(3) 運営協議会等の開催

- ア 産業保健総合支援センター運営協議会

- イ その他、全国会議及び地域窓口の効率的・効果的な運営のため地域の産業保健関係者による協議を行う。
- (4) メンタルヘルス相談機関等の情報登録
 - (5) その他、産業保健に関する情報提供

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）

（産業医等）

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

- 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- 3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- 4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第十三条の二 事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

（国の援助）

第十九条の三 国は、第十三条の二の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）

（産業医の選任）

第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

一～四 （略）

2～4 （略）

（産業医及び産業歯科医の職務等）

第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

四 作業環境の維持管理に関すること。

五 作業の管理に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

八 衛生教育に関すること。

九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。

一 法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者

二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの

三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの

四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者

五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者
3～6 (略)

(産業医の定期巡視及び権限の付与)

第十五条 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、産業医に対し、前条第一項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。

(産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等)

第十五条の二 法第十三条の二の厚生労働省令で定める者は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とする。

2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。

附 則 (平成八年九月一三日労働省令第三五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

(労働安全衛生法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者に関する経過措置)

第二条 次の各号に掲げる者は、第一条による改正後の労働安全衛生規則（以下「新規則」という。）第十四条第二項の規定にかかわらず、労働安全衛生法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者とする。

一 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に新規則第十四条第二項第一号に規定する研修に相当する研修として厚生労働大臣が定めるものの受講を開始し、当該研修を修了した者

二 平成十年九月三十日において労働安全衛生法第十三条第一項の産業医として同項に規定する労働者の健康管理等を行った経験年数が三年以上である者

(健康診断の結果の通知に関する経過措置)

第三条 (略)

**○産業保健総合支援センターが実施する治療と仕事の両立支援等の実施に当たり今後留意すべき事項について
(令和6年3月22日付け事務連絡)**

事務連絡
令和6年3月22日

各産業保健総合支援センター副所長 殿

産業保健課長
産業保健業務指導課長

産業保健総合支援センターが実施する治療と仕事の両立支援等の実施に当たり今後留意すべき事項について

産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）における治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）については、産業保健業務基準及び毎年度発出する「指示事項」に従って実施していただいているところですが、令和6年度以降は、患者（労働者）に係る健康管理について事業場と患者（労働者）の間の治療と仕事の両立に関する調整支援（以下「個別調整支援」という。）の対象として、新たに精神疾患が追加となること等を踏まえ、留意事項等を下記のとおり整理したので、遺漏なきようお願いいたします。

記

1 主な変更点

(1) 個別調整支援について

- ① 従来、個別調整支援の対象としていなかった精神疾患について今後は個別調整支援の対象とすること。
- ② 個別調整支援を開始する際には、患者（労働者）に加え、事業者の同意も必須とすること。
- ③ ①及び②を踏まえ、今後は別添1の個別調整支援に係るマニュアルに沿って実施すること。
- ④ 個別調整支援の実施に係る同意書及び個人情報の取得並びに提供に関する同意書の内容を見直したこと（別添2）

(2) メンタルヘルス対策の強化について

- ① 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を基にメンタルヘルス関係の研修等を行うほか、精神疾患に係る両立支援の事例を用いて事例検討会を実施すること。

- ②メンタルヘルス対策全般について中核的な役割・指導・助言を担う、メンタルヘルス対策支援アドバイザーを各センターに配置すること。
- ③メンタルヘルス対策促進員、両立支援促進員を統合し、メンタルヘルス不調（精神疾患のほか、身体疾患に伴うメンタルヘルス不調を含む。）に係る両立支援を切れ目なく対応できるようにしたこと。
- ④必要に応じて、メンタルヘルス対策に十分な知識・経験を有する保健師、心理職等をメンタルヘルス対策・両立支援促進員等の専門スタッフとしてさらに委嘱すること。

2 各専門スタッフの役割

(1) メンタルヘルス対策・両立支援促進員

両立支援の普及促進を図るため、両立支援（出張）相談窓口に寄せられる相談への対応、患者（労働者）と事業場との個別調整支援、事業場への個別訪問支援（管理監督者向け両立支援教育を含む。）を行うとともに、事業者等に対する啓発セミナーの講師を担当する。

なお、両立支援両立支援コーディネーター基礎研修を修了していない者については、当該年度内に受講すること。

(2) 産業保健専門職

メンタルヘルス対策・両立支援促進員に対して専門的な助言を行うとともに、両立支援に関する相談対応、事業場への個別訪問支援、個別調整支援等を行う。

(3) メンタルヘルス対策支援アドバイザー

メンタルヘルス不調に関する事案に対応するセンター職員等への専門的助言及び指導等を行うほか、センターで対応が難しい事案について、労働局や地方自治体等の行政機関や医療機関等の地域資源との連携促進などを行う。

なお、メンタルヘルス対策支援アドバイザーの具体的な業務等については、別添3のとおりであり、具体的な相談体制については各センターで調整すること。

(4) 労働衛生専門職（両立支援担当）

両立支援が円滑に運営されるよう、両立支援に係る研修及び普及啓発活動の企画・運営、相談・個別訪問支援等の受付及び対応に係る調整、関係機関が実施するセミナー等における事業説明及び利用勧奨等を行う。

また、両立支援に関する相談対応、事業場への個別訪問支援、個別調整支援等を行う。

なお、両立支援両立支援コーディネーター基礎研修を修了していない者については、当該年度内に受講すること。

(5) 産業保健相談員

センターに寄せられる相談及び両立支援（出張）相談窓口から紹介のあった相談への対応を行うとともに、事業者等に対する啓発セミナー及び産業保健関係者

への専門的研修の講師を担当する。また、両立支援に関する事業運営に関して、必要に応じて専門的見地からの助言を行う。

3 留意事項

- (1) 1 (2) ④のとおり、今後、各センターの相談件数の増加により、メンタルヘルス対策・両立支援促進員等を新たに委嘱する必要がある場合は、本部に相談すること。
- (2) メンタルヘルス対策・両立支援促進員は、両立支援以外の取組として、ストレスチェック制度の導入に関する支援を含め、メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援、ストレスチェック制度に係る電話相談窓口での対応及び管理監督者、若年労働者等へのメンタルヘルス教育を行うとともに、ストレスチェック制度をテーマとした事業者に対する啓発セミナー（事業者向けセミナー）の講師も務めることに留意すること。
- (3) 当面の間、メンタルヘルス不調に係る両立支援プラン等は、全件、メンタルヘルス対策支援アドバイザーの意見を聴き、メンタルヘルス対策支援アドバイザーは、必要に応じて、メンタルヘルス対策・両立支援促進員、産業保健専門職等に助言等を行うこと。
- (4) 別添1のマニュアルは両立支援の対象となる全ての疾患について適用するものであること。
- (5) 両立支援の対象は、患者である労働者及び事業者であることから、医療関係の知識に加え、人事労務管理の知識も必要な場合があるため、メンタルヘルス対策・両立支援促進員の有する資格・経験等を踏まえ、労働者や事業者の相談内容に応じて、医療関係の知識を有する者（保健師、看護師等）と人事労務管理の知識の有する者（社会保険労務士、センターの職員等）がチームとなって対応に当たるなど、体制を整備すること。
- (6) 本事務連絡を踏まえ、産業保健業務基準に係る通知等は、今後改正する予定であること。

治療と仕事の両立支援に関する患者（労働者）と事業場との間の
個別調整支援に係るマニュアル

1 基本事項

(1) 本マニュアルの適用範囲

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、精神疾患、難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病^{*}に係る個別調整支援について適用する。

※新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）も対象となる場合がある。

(2) 個別調整支援の対象

すでに離職している場合を除き、事業者の合意及び主治医による意見書の提出が見込まれる場合は、(1)の疾病を抱えるすべての労働者が支援対象となる。

なお、すでに離職している者から相談があった場合は、「4 外部機関（相談窓口）との連携について」に沿って対応すること。

(3) 対応者

- ① 個別調整支援を希望する労働者、事業者への対応は、メンタルヘルス対策・両立支援促進員（以下「促進員」という。）、産業保健専門職又は労働衛生専門職（両立支援担当）が行う。

なお、促進員の有する資格・経験等を踏まえ、労働者や事業者の相談内容に応じて、医療関係の知識を有する者（保健師、看護師等）と人事労務管理の知識を有する者（社会保険労務士、センター職員等）がチームとなって対応に当たる等、効果的に取り組むこと。

- ② メンタルヘルス対策支援アドバイザーは、精神疾患に係る両立支援プラン等の確認等を行うほか、精神疾患に係る個別調整支援を進める中で困難な事案等が生じた際に、メンタルヘルス対策・両立支援促進員、産業保健専門職、労働衛生専門職（両立支援担当）に対し助言・指導等を行う。

なお、メンタルヘルス対策支援アドバイザーは個別事案の相談対応は行わないことに留意すること。

(4) 実施場所

原則、センター、両立支援（出張）相談窓口又は事業場で実施することとする。なお、実施場所に関しては、相談者のプライバシーが確保される構造（相談の音声は外部に漏れにくく、外部から容易にのぞけない）であるよう配慮すること。

(5) 個人情報等の適切な管理

個別調整支援を実施するにあたって得られた患者（労働者）本人の症状や治療の状況等の個人情報等の漏えいが生じないように、当機構の個人情報保護規程等に基づき厳格に取り扱うこと。

- (6) 個別調整支援に実施に当たっては、本マニュアルの他、産業保健業務基準及び各種通知等も参照すること。

2 個別調整支援に進むための準備段階

- (1) 労働者又は事業者から、産業保健総合支援センター(以下「センター」という。)が実施する治療と仕事の両立支援(以下「両立支援」という。)に関する患者(労働者)等と事業場との間の個別調整支援(以下「個別調整支援」という。)に係る相談があった場合、まずは、以下の①から⑩のセンターが実施する個別調整支援の内容について、説明を行う。

なお、センターが労働者本人の個別調整支援を受ける意思を確認するまでの間、労働者本人に係る医療情報等の個人情報事業者がセンターに提供することがないように、予め事業者に注意喚起をすること。

- ① 個別調整支援は、労働者及び事業者の双方が個別調整支援を受けることについて同意をしてから開始になること。
- ② 個別調整支援に必要な労働者の健康情報を含む個人情報をセンターに提供すること。
- ③ ②で提供された労働者の個人情報について、個別調整支援に必要な範囲で主治医等に問い合わせ回答を得るほか、労働者が了承する範囲内で事業者を確認する場合があること。
- ④ ②で取得した個人情報について、産業保健活動総合支援事業の改善のための基礎資料として利用するほか、事例検討等に利用する場合があること。
- ⑤ 労働者の復職等や両立支援に係る就業上の措置等の判断は事業者が責任をもって行うものであること。当該事業場に産業医等の産業保健スタッフがいない場合においても同様であること。
- ⑥ 個別労働紛争等(ハラスメント等)に対して具体的な助言・指導等を行わないこと。

※相談者がハラスメント等の事案を抱えている場合は、都道府県労働局の総合労働相談コーナーを案内すること。

- ⑦ 個別調整支援中に以下の状況となった場合は、支援を中断又は中止する場合があること。

ア 個別調整支援開始後に病状が変化する等により、就業継続又は復職が困難と主治医等が判断した場合

イ センターとの面談に労働者等が応じない場合(理由なく、連続する14日間連絡が取れない場合を含む。)

ウ 労働者が主治医の指示に従わない場合

エ 労働者又は事業者の協力が途中で得られなくなった場合

オ その他、個別調整支援の継続が困難であるとセンターが判断した場合

- ⑧ センターは、事業者が作成する労働者に係る両立支援プラン・職場復帰支援プラン(以下「プラン等」という。)の策定を支援するものであり、プランの策定主体は事業者であること。

- ⑨ 個別調整支援はプラン等の策定をもって一区切りとすること。
 - ⑩ センターが実施する個別調整支援を受けることは、その結果について何ら成果を約束するものではなく、仮に調整がまとまらない等、労働者又は事業者の希望に沿った結果が得られなかった場合でも、センターに対し一切の責任追及を行わないこと。
- (2) 労働者が(1)の説明内容を理解し、個別調整支援を受けることを申し出た場合は、労働者から個別調整支援に係る同意書(様式第13-1又は14-1号)及び個人情報取扱いに係る同意書(様式第15号)を、事業者からは個別調整支援に係る同意書(様式13-2又は14-2号)の提出をもって、個別調整支援を開始する。このとき、双方の同意書について、事業者又は労働者のどちらかがまとめて提出しても差し支えない。
- なお、少なくとも個別調整支援を受ける間、労働者及び事業者はセンターに提出した同意書の写しを保管しておくものとする。
- (3) (1)の説明は、事業者に対して実施しても差し支えないが、必ず労働者本人が個別調整支援を受ける旨の申し出をしていることを確認すること。また、代理人による申し込みや、代理人との個別調整支援はできないこと。
- (4) (2)の同意書の提出がない場合は個別調整支援を開始することはできないものの、労働者等から両立支援に係る相談がある場合は、引き続き、個別相談や個別訪問支援等により対応すること。

3 個別調整支援の具体的な流れ

- (1) 労働者から、以下の情報の提供(書面の写しの提出など)を受ける。
- ① 事業者が作成する、労働者の勤務情報を主治医に提供する際の書面[※]
※事業者自らが当該書面の作成が困難な場合は、センターが作成支援を行うこと。
 - ② 治療の状況や就業継続の可否等に係る主治医からの意見書[※]
※両立支援の実施の観点から十分ではない場合は、労働者の同意を得て、産業医又は主治医に確認すること。
- (2) (1)の情報を踏まえて、センターは事業者が決定する両立支援に係る就業上の措置等に対する助言を行う。
- (3) 事業者が作成した両立支援プラン案及び職場復帰支援プラン案について、センターは労働者及び事業者双方の意見を踏まえつつ助言・作成支援を行う。
- (4) プラン等の策定をもって一区切りとし、計画の軽微な見直しなどのフォローは、労働者や事業者の要請がある場合に対応する。

4 外部機関(相談窓口)との連携について

- 2(1)の説明の結果又は個別調整支援を進める過程で、センターによる個別調整支援以外の支援が適切と考えられる場合には、適切な外部機関(相談窓口)を紹介

介すること。

<外部機関（相談窓口）の例>

- (1) 休職している労働者であって、復職前の訓練の受講を希望する場合
 - ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）障害者職業センター
 - ・一般社団法人日本うつ病リワーク協会が公表している医療機関
- (2) 相談者が離職している場合
長期療養者就職支援事業における長期療養者支援窓口
- (3) 労働者がハラスメント等の事案を抱えている場合
都道府県労働局の総合労働相談コーナー

5 留意事項

- (1) 労働者と事業者双方の同意書の提出がされた日からプラン等の作成を行った日まで、又は中止若しくは中断した日までの対応について個別調整支援の実績に計上することとし、それ以外の対応については専門的相談（両立支援に関する相談）として計上すること。なお、プラン等を作成した後に病状の変化等により大幅にプラン等の変更が必要になる場合は、別の個別調整支援として処理すること。
- (2) すでに患者（労働者）が、3（1）②の主治医の意見書に相当する書面を所持している場合には、患者（労働者）からその書面の提出を受け、対応することで差し支えないこと。
- (3) 3（2）及び（3）のとおり、プラン等の作成主体は事業者であることについて、丁寧な説明を行うこと。
- (4) 2（1）の説明の後、個別調整支援を進めるための同意が得られない場合であっても、労働者等の要望を踏まえ、個別相談等により対応すること。
- (5) 精神疾患に係る個別調整支援は対応が困難な事案も想定されるため、メンタルヘルス対策支援アドバイザーに支援内容・方針について幅広く相談し対応すること。
- (6) 当面の間、精神疾患に係る両立支援プラン等は、全件、メンタルヘルス対策支援アドバイザーの意見を聴き、メンタルヘルス対策支援アドバイザーは、必要に応じて、促進員等に助言等を行うこと。
- (7) センターの体制状況によっては、個別調整支援の相談窓口を特定の日（毎週〇曜日等）に限って行うことも差し支えないこと。
- (8) メンタルヘルス対策支援アドバイザーの助言を受け、労働局等の行政機関、地方自治体や医療機関等の地域資源との連携促進を図り、各地域における4の外部機関（相談窓口）の一覧の作成に努めること。

※別添2 様式県 13-1～様式県 15 （略）

メンタルヘルス対策支援アドバイザーの具体的な業務内容

メンタルヘルス対策支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）が実施するメンタルヘルス対策支援事業全般の方針・施策等について、中核的な役割・指導・助言を担うものとする。

1 業務内容

- ① 治療と仕事の両立支援に関する労働者等と事業場との間の個別調整支援に関して、産業保健専門職、メンタルヘルス対策・両立支援促進員等に対するメンタルヘルスに関する専門的助言及び指導等
 - ② メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導に関して、地域産業保健センターの登録産業医、登録保健師に対する専門的助言及び指導等
 - ③ 産保センターで対応が難しい事案について、労働局等の行政機関、地方自治体や医療機関等の地域資源との連携促進
 - ④ その他、メンタルヘルス支援を円滑に実施するために必要な助言及び指導等
- ※ アドバイザーは産業保健相談員とは異なり、個別相談対応はしないことに留意すること。

2 任用基準

メンタルヘルス不調を有する労働者等の復職支援について、十分な知識と経験を有し、かつ産保センター事業と行政機関、地方自治体、医療機関等の地域資源との連携についてノウハウを有する者とする。なお、他の専門スタッフ（例：産業保健相談員等）との兼職は妨げない。

3 委嘱期間

他の専門スタッフと同様に1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

業務で取り扱う個人情報その他産業保健総合支援センター、地域産業保健センター及び労働者健康安全機構（以下「センター等」という。）における技術上又は業務上の情報は、委嘱期間終了後もセンター等の許可なく開示、漏えい又は使用しないものとする。

4 対応方法

1の業務は、産保センターに原則月1回程度赴いて実施するほか、医療機関等で電話、FAX、電子メール等により対応することができる。

なお、電子メール等で対応する場合は、相談等の対応は1案件1時間を限度として謝金を支払うこととする。ただし、1日の上限額は超えないものとする。

- ・報酬：1時間12,300円（1日上限36,900円）
- ・交通費は給与規程に準ずる。

5 その他

従来、産保センターにおいて原則として1名程度選任することとしていた地域メンタルヘルス対策推進特別アドバイザーは、メンタルヘルス対策支援アドバイザーに統合する予定であり、当該地域メンタルヘルス対策推進特別アドバイザーが1の業務の遂行に問題がない場合は、新たにアドバイザーを委嘱する必要はなく、当該地域メンタルヘルス対策推進特別アドバイザーをアドバイザーとして委嘱することで差し支えない。

また、メンタルヘルス対策支援アドバイザーの委嘱手続きは別紙によること。

○関係労災病院宛て（参考）

1年保存

労健安発第1365号
平成28年10月11日

関係労災病院長 殿

労働者健康安全機構理事長

事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施
に係る協力依頼について

平素より、当機構の各種業務運営に御尽力賜り感謝申し上げます。

さて、治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等については、当機構の中期目標において取り組むべき事項とされ、「治療就労両立支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）」として、貴院におかれても、患者からの相談対応や患者が所属する事業場への個別調整支援を実施されているところです。

こうした中、本年2月に厚生労働省において「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が策定されたことから、当機構においても、全国の産業保健総合支援センターを中心にその周知に取り組むとともに、事業場や労働者等への支援を実施することとなりました。

モデル事業では、労災病院で治療中の患者・家族と医師・MSW（メディカル・ソーシャル・ワーカー）などの医療側と産業医や人事労務管理者などの事業場側の3者間の情報共有を通して、復職（両立支援）コーディネーターをはじめとする両立支援スタッフが中心となり、患者を介して事業場に対する両立支援のアプローチを行っているところですが、標記事業においては、貴院の復職（両立支援）コーディネーターに両立支援促進員として協力を得ながら、別添1のとおり、産業保健総合支援センターの産業保健相談員等の専門スタッフと連携を図り、これまでのモデル事業に加えて事業者等からの相談対応等を実施していくこととしています。

このように、労災病院と産業保健総合支援センターが連携することにより、事業場における両立支援の意識啓発が進めば、治療と職業生活の両立を実現しやすい職場風土が醸成され、さらには、社会全体の意識高揚にも繋がるものと考えられます。

つきましては、これまでのモデル事業の経験やノウハウを活かしていただき、標記事業の推進について、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、別添2のとおり平成28年8月1日付け労健安発第919号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施について」を各都道府県産業保健総合支援センター所長宛て通知していることを申し添えます。

○関係労災病院事務局長宛て（参考）

1年保存

労 健 安 発 第 801 号
平 成 30 年 4 月 2 日

関係労災病院事務局長 殿

医療事業部長
勤労者医療・産業保健部長

事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たっての
連携・協力及び留意事項について

標記事業については、平成 28 年 10 月 11 日付け労健安発第 1366 号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たっての連携・協力及び留意事項について」（以下「1366 号通達」という。）により関係労災病院事務局長宛て通知しているところです。

今般、労災病院等と産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）の連携・協力の実情及び平成 30 年度診療報酬改定を鑑み業務整理を行いました。事業場における治療と職業生活の両立支援を更に促進するため、相談窓口の開設によって収集した事業場側の課題や問題点、成功事例、失敗事例について原因を把握することにより、事業場が両立支援を進める上での課題を明らかにし、その結果を事業者に対する啓発セミナー等の産業保健の啓発を行うことを目的として下記のとおり変更し、平成 30 年度から別紙「労災病院等における治療と職業生活の両立支援相談窓口の開設方法等」（以下「別紙」という。）のとおり取り扱うこととしますので、遺漏なき対応をお願いします。

なお、本通達の発出に伴い、1366 号通達を廃止します。

記

1 委嘱手続の廃止

業務委託契約の内容に即し、産業保健総合支援センター長による委嘱手続を廃止し、相談窓口開設日数に対する契約とする。

（別紙 第 2 の 4 （ 3 ） 参照）

2 担当業務の変更

相談窓口の開設日数については、それぞれの労災病院等の事情に応じ週 5 日又は

週1日と変更はないが、担当業務については以下の3点とする。

(別紙 第2の3参照)

- ①事業者、患者（労働者）等からの相談対応
- ②支援事例の収集（事業場の課題等の把握）
- ③産保センターが開催する事業者等に対する啓発セミナーの講師等

3 様式の簡素化

①開設日ごとの活動報告書の提出を1月分（1枚）単位での提出とする。

(別紙 第2の5参照)

②相談対応に関する記録票については事業者、患者（労働者）等からの相談対応の業務についてのみ記録票を作成する形とする。

(別紙 第2の3(1)エ参照)

4 契約書の変更

業務の実施体制、業務内容の変更等に伴い契約書の参考例を一部変更する。

(別紙 第2の4(1)参照)

5 専門職賠償責任保険に係る資料の提出

産業保健活動総合支援事業（いわゆる「産保センター事業」）に携わる（相談窓口の対応）者の業務に関して「専門職賠償責任保険」を契約する必要があることから、相談窓口の対応職員リストを労災病院から産保センターに提出することとする。

(別紙 第2の3(1)エ参照)

6 その他

業務委託契約の内容を見直ししたものであり、MSW（医療ソーシャルワーカー）が果たす仕事・役割（療養中の心理的・社会的問題の解決、調整支援、社会復帰援助等）を妨げるものではないので留意すること。

労災病院等における治療と職業生活の両立支援相談窓口の開設方法等

第1 事業の実施に当たっての連携・協力について

1 基本的な考え方

我が国人口の高齢化と就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加し、治療と職業生活の両立が重要な課題となっている中で、労災病院は勤労者医療における中核的役割を果たす機関として、疾病に罹患した労働者が、治療の過程や退院時において、円滑な就労の継続や職場への復帰が図られることを念頭においた医療の提供や支援が行われるように取り組むことが必要である。

事業場における治療と職業生活の両立支援（以下「両立支援」という。）の実施に当たっては、疾病を抱える労働者の両立支援を行っていく必要があることから、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）（平成28年2月）」の周知をはじめとして、平成28年度以降、本事業については労災病院及び治療就労両立支援センター（以下「労災病院等」という。）と産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）が一体となって効果的に実施している。

2 両立支援相談窓口の担当者及び担当業務

産保センターの両立支援に係る事業では、産保センターにおいて相談対応等を行うほか、関係者の利便性を高めるため、「両立支援相談窓口」を労災病院等及び労災病院等以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等）に順次、開設して相談対応等を行うこととしている。

このうち、労災病院等の両立支援相談窓口については、担当者及び担当業務を次のとおりとする。

(1) 担当者

労災病院等の職員のうち当機構が実施する「両立支援コーディネーター養成研修」（基礎研修）を修了した者、同研修の受講予定者、又は同研修修了者と同等以上の知識・経験を有する者が担当する。

(2) 担当業務

- ①事業者、患者（労働者）等からの相談対応
- ②支援事例の収集（事業場の課題等の把握）
- ③産保センターが開催する事業者等に対する啓発セミナーの講師等

3 事業実施に係る周知等

- (1) 本事業の実施に当たっては、がん等に罹患した患者に対する治療の過程で、両立支援に関する様々な不安や要望を把握し、これらに可能な限り応えていくこと

が重要であることから、労災病院等の職員が、両立支援の重要性について共通認識を持ってもらうため、職員全体に対し、院内会議等を活用してガイドラインの周知を図るとともに、本事業の内容、とりわけ両立支援相談窓口等について周知すること。

- (2) 事業の対象となり得る患者（労働者）に対し、両立支援相談窓口において両立支援に関する様々な相談に応じることを周知するため、患者（労働者）の入退院時の案内に産保センターが作成した両立支援相談窓口等に関するチラシや名刺サイズカードを活用するほか、両立支援を希望する患者（労働者）等に対し、医師、看護師等の医療スタッフから両立支援相談窓口の案内・説明のチラシや名刺サイズカードの配布を行うこと。
- (3) 産保センターが作成する看板、ポスター、チラシ、名刺サイズカード等の活用や労災病院等のホームページに両立支援相談窓口について掲載する等により両立支援相談窓口及び事業内容等について、労災病院の患者（労働者）をはじめ一般に広く周知すること。

第2 事業の実施内容等

1 事業の具体的な実施に当たっての基本認識と運営について

(1) 基本的な認識と運営

ア 産保センターは、両立支援を促進するため、以下の点を重点課題として積極的に事業の展開を図ることとしている。

(ア) ガイドライン等の周知

ガイドラインとは、参考資料1のとおり、厚生労働省が平成28年2月にがん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたものである。

なお、このガイドラインは、疾病の種類によらない共通事項と疾病別留意事項から構成されており、疾病別留意事項は順次、追加されている。

(イ) 労災病院等や地方自治体と連携し、両立支援の取組に対する支援

(ウ) 労働者、事業者等からの依頼による、両立支援に関する相談対応及び個別調整支援

イ 平成28年度から実施している両立支援に係る事業においては、患者である労働者からの相談に加え、事業場に対する支援も行うこととしており、そのため、医療関係の知識に加え、人事労務管理の知識も求められることから、事業の内容に応じて、医療関係の知識を有する者（労災病院等の両立支援相談窓口の担当職員）と人事労務管理の知識を有する者（産保センターの職員や専門スタッフ等）が協力又は役割分担するなど、産保センターが効果的な事業運営に配慮することとなっている。

ウ 両立支援に係る事業の実施に当たっては、原則として事業場と同一都道府県

内の産保センター及び労災病院等の両立支援相談窓口が支援に当たることとするが、事業場との調整等が不要の場合には、この限りでないこと。

なお、両立支援相談窓口を設置した労災病院等の患者（労働者）から個別調整支援の申出があった場合であって、患者の勤務する事業場が当該相談窓口と異なる都道府県に所在する場合等、産保センター相互に連携が必要である場合には、まず労災病院等と同一都道府県内の産保センターに連絡すること。

その後、当該産保センターから当該事業場と同一都道府県内の産保センターへ情報を提供し、双方の産保センターが互いに連携して対応に当たるなど、効果的な事業運営を図ることとなっている。

（２）両立支援における産保センターの産業保健相談員と両立支援促進員の基本的な役割

産保センターでは、様々な専門スタッフを委嘱し業務を行っているが、両立支援に関わる専門スタッフは次のとおりである。

また、これらの専門スタッフ（委嘱者）以外にも、産保センターには嘱託職員として「労働衛生専門職」（調整業務等を担当）や「産業保健専門職」（保健師資格を有する専門職であり、平成 30 年度から配置予定）がおり、専門スタッフと連携して業務を行っている。

ア 産業保健相談員

産保センターに寄せられる相談及び両立支援相談窓口から紹介のあった相談への対応を行うとともに、事業者等に対する啓発セミナー及び産業保健関係者への専門的研修の講師を担当する。

また、両立支援に関する事業運営に関して、必要に応じて、関係法令や産業医学等の専門的見地からの助言を行う。

（大学教授、労働衛生コンサルタント等に委嘱）

イ 両立支援促進員

両立支援の普及促進を図るため、両立支援相談窓口に寄せられる相談への対応、患者（労働者）と事業場との個別調整支援、事業場への個別訪問支援（管理監督者向け両立支援教育を含む。）を行うとともに、事業者等に対する啓発セミナーの講師を担当する。

よって、基本的に、産保センター以外での事業を中心に実施を担う。

（社会保険労務士、保健師、産業カウンセラー等に委嘱）

２ 両立支援に係る事業の流れ

両立支援に係る事業内容は、参考資料 2 の両立支援事業実施通達のとおりであるが、その中で、労災病院等に開設する両立支援相談窓口を担当する職員が行う具体的な実施事項等は上記第 1 の 2（２）のとおりである（別添 1 参照）。

また、その具体的な実施に当たっては、下記 3 に留意の上、実施すること。

3 実施内容別の留意事項

(1) 相談対応（参考資料2 両立支援事業実施通達2（3）関係）

ア がんなどの患者（労働者）からだけでなく、事業者、人事労務担当者、事業場の産業医、保健師等の産業保健スタッフ等からの両立支援に係る相談があった場合にも、労災病院等の両立支援相談窓口において、受付を行うこと。

イ 直接相談が寄せられた両立支援相談窓口においては、可能な範囲で相談内容を聴き、対応すること。

なお、両立支援に関する相談以外の場合には、適切な外部機関を紹介することとし、外部機関を紹介した場合も相談対応の実績としてカウントして差し支えないこと。

ウ 労災病院等の両立支援相談窓口に寄せられた相談のうち、企業内の体制づくりや、休暇制度などの人事労務管理に関する規程・制度の整備等に関する相談などその場で対応が困難な専門的な相談については、相談窓口の担当職員が相談者から相談内容を聴き取った上で産保センターの産業保健相談員等に相談内容を照会し、産業保健相談員等が直接、相談者に回答することとなっている。

ただし、相談内容について治療や健康管理に関する内容等を併せて回答した方が良い場合については、産業保健相談員等が相談者への回答内容を相談窓口の担当職員に伝えるので、当該職員から相談者に回答すること。その際、産業保健相談員等からあった助言・アドバイスを含め回答すること。

また、産業保健相談員は、産保センターに常駐している状況ではないので、産保センターにおいて相談内容に沿った産業保健相談員の対応可能な日時を調整することとなっている。

さらに、相談対応の中で、両立支援に関する制度導入等の希望があった場合には、産保センターが事業場の個別訪問支援等に繋げることとし、相談窓口の担当職員から同センターに対し、相談者から改めて依頼がある旨の連絡を行うこと。

なお、労災病院等の相談窓口で受け付けた相談を、産保センターに情報提供して同センターに対応を依頼した場合も、相談窓口の業務実績としてカウントして差し支えないこと。

エ 相談対応を行った場合には、相談窓口の担当職員は別添2の様式労災1号「両立支援相談窓口における相談対応記録票」を作成すること。

なお、様式労災1号の確認欄については、労災病院等において適宜設定すること。

(2) 支援事例の収集（事業場の課題等の把握）

事業場における両立支援を促進するため、労災病院に委託する両立支援相談窓口では、相談対応等を行うだけでなく、相談対応を通して得られた事業場側の課題や問題点等を収集し、産保センターにより行われる啓発セミナーの講義や個別調整支援に反映させる必要があることから、別添2の様式労災1号「両立支援相談窓口

における相談対応記録票」作成時において、2回以上面談し終結した場合又は2回以上面談したが3か月以上連絡がとれない場合については、⑩～⑯項目について必要事項を記載すること。

- (3) 産保センターが開催する事業者等に対する啓発セミナーの講師等（参考資料2 両立支援事業実施通達2（1）ア関係）
- ア 産保センターでは、関係行政機関、事業者団体、業界団体等からの依頼を受けて、又は自ら企画して、事業者等を対象とする両立支援に関する啓発セミナーを開催しているため、産保センターからの依頼により、労災病院等はセミナー講師として協力すること。
- イ 労災病院等と産保センターとで合意が得られる場合には、両者が共催する形で啓発セミナーを開催することも可能であること。
- ウ セミナーの講師は、両立支援相談窓口の担当職員に限定されるものではなく、両立支援に係る業務を行っている労災病院等の医師、看護師等が務めても差し支えない。
- このため、産保センターから講師依頼があった場合には、院内で調整の上、講師を担当する職員の氏名等を産保センターに連絡すること。
- エ セミナー教材は、参加者のニーズに合わせ労災病院等と産保センターで調整して決定することとするが、たとえば、平成28年度に作成したパワーポイント「治療と職業生活の両立支援ガイドラインについて」が参考になること。

4 経理処理について

経理処理については、別添3「労災病院等における両立支援相談窓口に係る経理の流れ」を参考とすることとし、その具体的な処理に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 労災病院とブロック産保センターで別添4を参考に業務委託契約を締結する。
労災病院等の両立支援相談窓口の開設日は、業務委託契約書の契約締結日以降とすること。
- (2) 本部では、「産業保健活動総合支援事業」（いわゆる「産保センター事業」）に携わる者の業務に関して「専門職賠償責任保険」を契約しており、この保険の被保険者とするため、毎年度の業務委託契約締結直後及び年度途中に担当職員に変更があった場合に、労災病院等は別添5の様式労災2号「両立支援相談窓口の対応職員リスト」を作成し、労災病院等と同一都道府県内の産保センターを経由してブロック産保センターに提出すること。
- (3) 労災病院は月末締めで活動実績をとりまとめ、活動実績に基づいた請求書をブロック産保センター宛てに発行し、当該請求書及び活動報告（上記3（1）エに示す別添2の様式労災1号及び下記5に示す別添6の様式労災3号）を翌月5日までに労災病院と同一都道府県内の産保センターを経由してブロック産保セン

ターに提出すること。

なお、両立支援相談窓口の開設時間は1日当たり4時間以上で、業務委託費は16,500円/日であること（複数の担当職員で対応した場合であっても1日当たり16,500円とすること）。

- (4) ブロック産保センターが翌月末に労災病院の指定する口座に請求額を振り込むこととなっている。また、交通費等（土日・祝日に啓発セミナーの講師を行った場合の謝金を含む。）は相談窓口の担当職員や講師を務めた職員の個人口座に振り込むこととなっている。
- (5) 労災病院における収入は「(項) 雑収入 (目) 雑入」とする。消費税区分は、課税対象外とすること。
- (6) 労災病院等で本事業に必要な消耗品等を購入する場合は、労災病院等と同一都道府県内の産保センターで購入等の手続きを行うので、当該産保センターにその旨連絡すること。

5 活動報告

労災病院等は1月ごとに別添6の様式労災3号「両立支援相談窓口の活動報告書」を作成すること。

なお、様式労災3号の確認欄については、労災病院等において適宜設定すること。

第3 連携・協力の特例

両立支援相談窓口に係る労災病院等と産保センターの連携・協力は、原則として上記第1及び第2により行うこととするが、相談窓口を担当する職員の確保が困難な労災病院等にあつては、産保センターが労災病院等以外の医療機関に開設している両立支援相談窓口と同様、産保センターが委嘱する両立支援促進員を定期的に派遣する形で相談窓口を開設する（当該労災病院への業務委託費の支払いはなし）ことを特例として認めるので、個別に本部に協議すること。

<添付内訳>

- 別添1 両立支援事業に係る労災病院等と産業保健総合支援センターとの連携について
- 別添2 様式労災第1号・両立支援相談窓口における相談対応記録票
- 別添3 労災病院等における両立支援窓口に係る経理の流れ
- 別添4 両立支援相談窓口業務に関する契約書（例）
- 別添5 様式労災第2号・両立支援相談窓口の対応職員リスト
- 別添6 様式労災第3号・両立支援相談窓口の活動報告書

○労災病院等と産業保健総合支援センターとの連携・協力及び留意事項（参考）

1年保存

労 健 安 発 第 802 号

平 成 30 年 4 月 1 日

各産業保健総合支援センター所長 殿

勤労者医療・産業保健部長

事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たっての
労災病院等と産業保健総合支援センターとの連携・協力及び留意事項について

産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）が行う「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業」については、平成 28 年 8 月 1 日付け労健安発第 919 号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施について」（以下「919 号通達」という。）により各産保センター所長あて通知するとともに、特に労災病院及び治療就労両立支援センター（以下「労災病院等」という。）と産保センターとの連携・協力については、平成 28 年 10 月 11 日付け労健安発第 1366 号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たっての連携・協力及び留意事項について」（以下「1366 号通達」という。）により関係労災病院事務局長あて通知し、これに基づき労災病院等に両立支援相談窓口を開設しているところです。

今般、連携・協力の方法を一部見直すこととし、1366 号通達を改正しましたので、今後は、別添 1 の平成 30 年 4 月 2 日付け労健安発第 801 号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たっての連携・協力及び留意事項について」に基づき労災病院等との連携・協力を行っていただくようお願いいたします。

また、1366 号通達の改正に伴う様式、運用等の主な変更点は以下のとおり。

1 委嘱手続の廃止

業務委託契約の内容に即し、両立支援促進員（MSW等）に対する委嘱手続を廃止した。

2 担当業務の変更

従来の患者（労働者）と事業場の個別調整支援及び事業場への個別訪問を中止し、支援事例の収集（事業場の課題等の把握）を行うこととした。

3 様式の簡素化

①開設日ごとの活動報告書（別添 1）の提出を 1 月分単位での提出とした。

②相談対応に関する記録票については事業者、患者（労働者）等からの相談対応の業務についてのみ記録票を作成する形とした。

4 記録票

記録票の労災病院用、産保センター用として別々の記録票とした。

労災病院用として両立支援相談窓口における相談対応記録票（様式労災1号）（別添2）を新たに追加し、産保センター用として産業保健専門職・両立支援促進員による相談対応、個別訪問支援等記録票（様式県2-2）（別添3）を改正した。

また、一連の面談・調整が終了した事案（2回以上面談し終了した場合又は2回以上面談したが3か月以上連絡がとれない場合）（以下「終了事案」という。）については、本部産業保健課宛て様式労災1号の写しを提出すること。

なお、産保センターで作成する記録票（様式県2-2）についても、終了事案についてはその写しを本部産業保健課宛て提出すること。

5 契約書

業務内容の整理に伴い、両立支援相談窓口業務に関する契約書の内容を変更したので別添4を参考に業務委託契約を締結すること。

6 専門職賠償責任保険に係る資料の提出

産業保健活動総合支援事業（いわゆる「産保センター事業」）に携わる（相談窓口の対応）者の業務に関して「専門職賠償責任保険」を契約する必要があることから、労災病院から送付された相談窓口の対応職員リスト（別添5）についてはその写しを速やかに本部産業保健課宛て送付すること。

また、契約期間中に職員の変更があった場合についても、その都度産業保健課宛て写しを提出すること。